

平成28年11月10日

株主各位

事業譲受公告

株式会社ホットランド  
東京都中央区新富一丁目9番6号  
代表取締役社長 佐瀬 守男

当社は、平成28年11月9日開催の当社取締役会において、平成28年12月1日を効力発生日として、株式会社1016（本店所在地：東京都中央区新富一丁目9番6号）の飲食事業を譲り受けることを決議いたしましたので、公告いたします。

なお、この事業譲受は、会社法第468条第2項の規定に基づき、会社法第467条第1項に定める株主総会の承認決議を経ずに行いますので、この事業譲受到に反対の株主は、本公告掲載の日から2週間以内に書面によりその旨をご通知ください。

以上